

# 石川県公報

平成26年2月21日（金曜日）

号 外

（第 9 号）

## 目 次

選挙管理委員会  
○石川県知事選挙につき選挙人名簿に登録すべき被登録  
資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に  
供する期間

1

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第14号

平成26年3月16日執行予定の石川県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年2月21日

石川県選挙管理委員会

- 被登録資格決定基準日  
平成26年2月26日。ただし、年齢については平成26年3月16日
- 登録日  
平成26年2月26日
- 縦覧期間  
平成26年2月27日

